

潜水器漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 12 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項 17 号に規定する潜水器漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

(条件)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条）に規定する条件は別表 2 のとおりとする。

(許可等の有効期間)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項）に規定する許可等の有効期間は、許可を受けた日から 3 年間とする。

(資源管理の状況等の報告)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項（規則第 21 条）に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 8 第 1 項の例により提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する同法第 38 条（規則第 7 条第 2 項）に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 10 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第8 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条(規則第16条)の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条(規則第17条)の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条(規則第18条)の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条(規則第19条第1項)の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成14年12月25日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針(平成6年2月1日施行)の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成16年1月26日一部改正。
- 5 平成20年3月25日一部改正。
- 6 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する
- 7 令和3年2月15日一部改正。

別表1

漁業種類		漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者 の資格	許可又は 起業の認 可をすべ き漁業者 の数
水産動植物の種類								
潜水器 漁業	うに、 ほや 等	潜水器	第一 種共 同漁 業権 の漁 業権 者か ら同 意を 得た 海域	1月 1日 から 12 月 31 日ま で	—	—	岩手県 内に 住所を 有し、 操業区 域に係 る第一 種共同 漁業権 の漁業 権者か ら操業 の同意 を得て いる者	定めなし
簡易潜水器漁業		簡易潜水器						定めなし

別表2

漁業種類	条件
潜水器漁業及び簡易潜水器漁業	<p>アとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業 海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。</p> <p>イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>